

～ 中野区からのお知らせ～

★不燃化特区相談ステーションをご利用ください★

☆このようなご相談に対応いたします

- ✓ 不燃化建替えに関するご相談(戸建て、共同化等)
- ✓ 相談内容に応じた窓口の紹介(東京都、区、その他機関など)
- ✓ 建替え相談に応じる専門家派遣の案内(税理士、弁護士、1級建築士など)



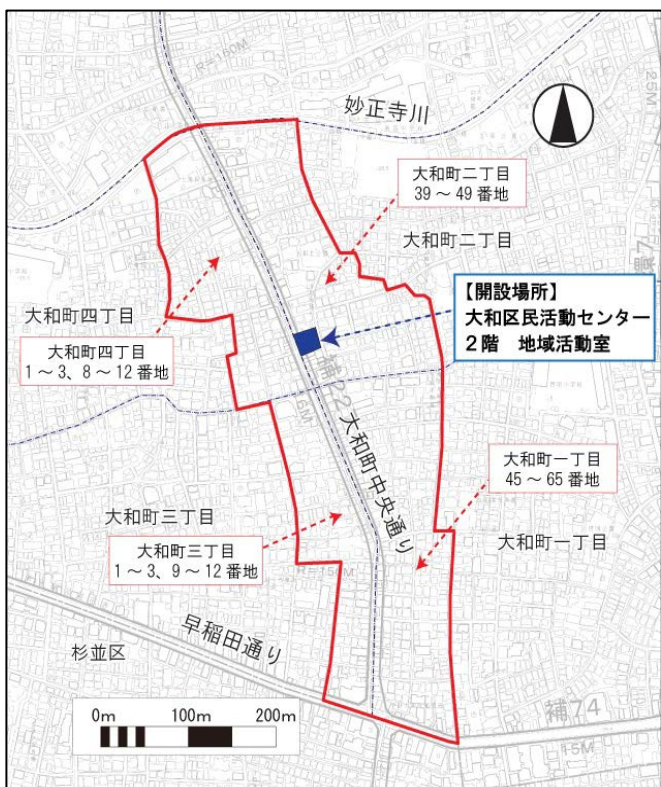
- ◆対象者: 大和町1～4丁目の不燃化特区指定区域(下図参照)内の居住者及び土地・建物所有者
 - ◆開設場所: 大和区民活動センター2階地域活動室 ◆開設時間: 10:00～18:00
- ※完全予約制ではありませんが、当日お待たせしてしまう可能性があるため出来るだけ事前にご連絡ください。

★案内図★

★開設日★

■不燃化特区の区域(の部分)

■カレンダーに が付いている日です



10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4						1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29

12月							1月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
				1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10			
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17			
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24			
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31			

※2月以降の開催日は決まり次第お知らせします。

★問い合わせ先★

開設日当日 (上記参照) 10:00～18:00
 TEL 070-6407-2608 (不燃化特区相談ステーション)
 開設日以外 (土日以外) 9:00～17:00
 TEL 03-3228-8727 (中野区大和町まちづくり担当)

大和町地区のまちづくりの情報は中野区ホームページでもご覧になれます。

(中野区トップページの検索から「大和町まちづくり」で検索) ↓

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/502500/d016871.html>

平成26年9月 / 発行: 大和町まちづくりの会

大和町まちづくり News 第3号

事務局: 中野区都市基盤部地域まちづくり分野大和町まちづくり担当

まちづくりルールの検討を進めています

当会では、大和町を災害に強いまちにするための基本的な考え方である「大和町まちづくり方針素案」に基づき、大和町全体のまちづくりルールや魅力的なまちづくりなどについての検討を進めています。2～3ページで、具体的なまちづくりルールを紹介していますので、ぜひご覧ください。

第8回「大和町まちづくりの会」を開催しました

- 日時: 平成26年8月5日(火) 午後7時～9時
- 場所: 大和区民活動センター洋室2・3号室
- 参加者数: 委員15名・傍聴2名
- 議題: ①まちづくりルールの検討について
 ②魅力ある大和町中央通りの整備について
 ③グループ討議
 ・大和町中央通り沿道のルールについて
 ・地区全体のルールについて
 ・魅力ある大和町中央通りの整備について



◆グループ討議の様子

- グループ討議での主な意見
 - ・大和町中央通りに信号機や横断歩道を適切に配置してほしい。
 - ・歩道の舗装や植栽の種類など、住民のアイデアを道路整備に取り入れてほしい。
 - ・道路整備後も地域が一体となるような工夫を進めていきたい。
 - ・自転車レーンについては、今後も検討していく必要がある。
 - ・交差点部については将来的なことを考えたセットバックのルールが必要だ。

第9回「大和町まちづくりの会」の予定

まちづくり事例見学会を開催します!

まちづくりルールの参考事例を見学するため、まちづくりルールがすでに導入されている南台一・二丁目地区や平和の森公園周辺地区のまち歩きを行います。まちづくりの会の委員ではない方も参加可能です。

- 日時: 10月1日(水) 午後1時～5時
- 集合場所: 大和区民活動センター前
- 申し込み: 9月30日(火)までに、大和町まちづくり担当へ電話でお申し込みください。先着5名までとさせていただきます。



★★★★★ 問い合わせ先 ★★★★★

中野区 都市基盤部 地域まちづくり分野 大和町まちづくり担当
 電話: 03-3228-8727 (直通) / FAX: 03-3228-8943

まちづくりルールについて

大和町まちづくりの会では、まちづくり方針素案をふまえて、まちづくりルール（地区計画）について検討しています。大和町地区・大和町中央通り沿道にどのようなルールが必要なのか、皆さんも考えてみませんか。ここでは、まちづくりルールの例を紹介します。

● まちづくりルールとは？

- 地区の特性に応じ、地区単位で独自にまちづくりを進めるためのルールです。
- 建物等を「建替える時のルール」を定めることができます。
それぞれのお宅の建替え時に適用されるので、ルールが導入されてもすぐに建替える必要はありません。
- 住民の皆さんと区と一緒につくります。
住民の皆さんのご意見を伺いながら、まちの将来像の実現や問題解決のために必要なルールを定めていきます。

● まちづくりルールの例

地区施設（道路・公園）

地区の防災性や日常生活の利便性の向上を図るため、地区の骨格となる道路を地区施設と位置付け、一定の幅員を確保することができます。

また、地域住民の憩いの場となる小公園（ポケットパーク）を作ることができます。



小岩駅周辺地区の公園の事例



避難経路となる道路整備の事例

【ルールの例①】 建物の壁面の位置

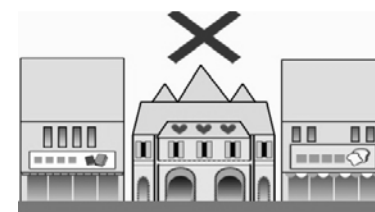
計画道路の中心線から建物の壁までの距離を定めることで、道路空間を確保することができます。

また、良好な住空間の形成のため、隣の建物との境界線からの距離を定めることができます。



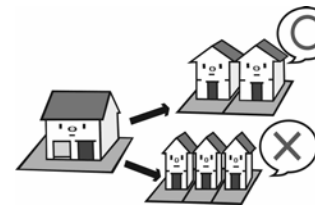
【ルールの例②】 建築物の用途

風俗店やマージャン店、パチンコ屋等のまちにふさわしくない建物を制限することで、良質な住環境を形成します。



【ルールの例③】 敷地面積の最低限度

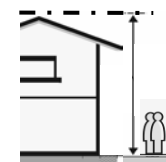
敷地を分割する場合の敷地面積の最低限度を定めることができます。土地の細分化を防ぎ、建て詰まりを防止します。



※現敷地をそのまま使用する場合は、最低限度未滿でも建替えが可能です。

【ルールの例④】 建築物の高さ

建築物の高さのルールを導入することで、周辺との調和や良好な街並みを維持・形成します。



【ルールの例⑤】 垣・さくの構造

道路に面する側の垣・さくについては生け垣またはネットフェンスと定め、災害時におけるブロック塀倒壊による道路閉塞を防ぎます。



● 中野区内のまちづくりルール（地区計画）

中野区では現在6地区でまちづくりルール（地区計画）が定められています。大和町まちづくりの会では①平和の森公園周辺地区、②南台一・二丁目地区の見学会を行います。詳細は1ページ下段の案内をご覧ください。

